



114
A 946



写

貿易條約の原稿、付テノ思見

閣下益所安静、高事職之申在賀与ニ至

元皇事、消光没后、向百輝、可教云下至

下、物者條約改正一件、如何以因、お成

此、望、帰館は之付、お徳是、一層多端、

又、等、ノ事、ノ事、ノ事、ノ事、ノ事、ノ事、

機密、涉、リ、ノ事、ノ事、ノ事、ノ事、

會、ノ際、ニ、於、テ、其、事、ノ、事、ノ、事、

昔、ノ、言、見、及、信、儀、ノ、様、様、ノ、事、

惟、公、候、在、リ、世、上、ノ、事、事、事、事、

外務省

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈



例作るに勿論海軍在留我々便に於て、彼中、
予右考、予事、馬、ク、以、知、り、出、て、故、に、聲、言、
可、原、え、毎、一、二、事、一、上、度、予、以、抑、世、界、
所、謂、「インテルナショナル、コンメンタル、システム」ナルを、今年
ノ、東、二、一、度、下、仕、ト、為、艦、制、米、國、保、護、稅、法、
設、立、ノ、一、世、人、能、ク、所、知、先、便、一、ト、通、英、國、
屬、地、「カナダ」國、米、國、ノ、方、法、ヲ、採、レ、ル、也、又
澳、斯、亞、雅、利、亞、海、英、國、屬、地、「ロストローリ」に、當、
テ、同、國、大、臣、ヲ、自、由、貿、易、家、ナ、ル、「ミストル、バリー」氏
同、國、以、體、改、革、一、件、予、以、國、上、下、議、事、院

向、議、論、起、リ、三、十、年、間、ノ、久、ク、經、テ、未、キ、決、定
不、能、故、本、國、政、府、ノ、裁、決、ヲ、得、ル、為、リ、此、方
英、國、ノ、東、航、路、及、同、國、ノ、近、東、大、保、護、稅
說、流、行、シ、下、院、議、官、十、九、保、護、稅、法、ヲ、
英、國、貿、易、要、領、背、反、シ、以、同、國、情、ヲ、其、說
ニ、至、リ、同、氏、之、全、ク、保、護、稅、家、一、度、以、獨、リ、其、
「ロストローリ」ノ、ミ、ナ、ラ、ズ、澳、斯、亞、雅、利、亞、海、大、凡、貿、易
政、界、保、護、稅、法、傾、行、必、居、又、歐、海、於、テ、
魯、國、「プロシヤ」與、其、戰、争、起、リ、以、來、國、稅、「オーストリア」非、常
増、貴、其、結、果、「オーストリア」公、國、輸、入、品、拒、絶、シ、

外務省

近ノ日國ニ通便中ノ以テ海國ノ貿易條
約ノ廢棄ヲ締結國ニ告示シ西國ニ貿易
條約廢棄ノ事ヲ英國ニ報知シ英國之ヲ採
納シ是ニ本年二月中ト覺悟伊國ニ日新
當時世上ノ要事ト偵ニ閣議政署ニ有テ
三月廿七日英國下院於テ「ヤンセロール、エオセカ」ノ言
昨年ノ末伊政府ノ英政府ニ西國內ノ貿易
條約ニ此年即チ七十九年ニ廢棄セント告
シテ而シテ其右英政府ノ新規條約「ト
儀」セント通知シ伊國政府ノ返答ニ

同國儀ノ事院於テ未ダ貿易ノ基礎ニ一般
儀則ヲ以テ儀ノ事故ニ其又棄ル貿易
條約ニ着目シ儀ノ事不能ト「ト」何ニモ
英政府ノ更ニ怡儀「ト」及「ト」事ニ「ト」伊
國「ト」既、各海商法會儀「ト」言長「ト」獲
集法「ト」今一般商稅別「ト」下院於テ儀
此事儀法「ト」七月前「ト」難「ト」而「ト」七月
ノ議院ニ休暇「ト」故「ト」以「ト」上院於テ儀
條「ト」始「ト」十月中「ト」在「ト」連「ト」新規條約
此年内「ト」不「ト」千八百九十年一月「ト」施行

「... 亞曼東條約... 此年... 廢棄ノ事...
英佛向貿易條約... 此年... 新規條約... 此年内... 議及
... 難... 又現今ノ條約... 八十年七月一日迄依
務施行セシト... 兩國政府... 約... セリ...
相見... 物... 右一件... 自... 其以後... 上院及下
院... 奈... セシ者... 元來英國ハ自由貿
易國... 昔... 條中「タバコ」「スピリット」「ワイン」ノ
稅額... 事... 高額而ノ英國... 用... 各... ノ...
九... 仲西葡ノ... 三ヶ國ハ輸入... 此... 三ヶ國

外務省

... 常... 英國酒稅高額... 此... 國ハ輸
入酒... 拒絶... 海稅... 此度英政府...
議事院議員官... 其事... 實... 探案報
申... 命... 此事... 全... 英政府...
政署... 諸國... 新規貿易條約... 不
結... 自由貿易要領... 基... 英國... 各國
ハ輸出品ノ... 國稅... 依下... 致... 其...
各國ハ輸入ノ品物... 國稅... 英國... 減低
セザル... 不... 故... 右... 探案ノ事... 依官
ハ命... 其... 稅減却... ノ... 仲西葡... 相示

外務省

幣ヲ力カシメントス。偶巴利西府ニ各國博覧
起リ各國理事友共事ヲ協議スル事
ヲ得。仲國ニ金貨ヲ以通幣トナシ。仲貨
六〇、〇〇〇、〇〇〇、銀ヲ廢棄。日國ニ同クハ、
〇〇〇、〇〇〇、銀貨ヲ廢棄セリ。而シテ荷蘭
諸國ニ其例ニ從テ。如此。仲國ニ大ニ其貨
價ヲ有シ。故ニ若シ仲國ニ此度ニ取稅別
リ。保復稅法ニ基キ。議決。海時ニ歐海諸
國ニ其稅ヲ歸コシ。トシ。馬ニ英國ニ其稅ヲ苦ム
海元來斯ノ如ク。貿易以累再々古ノ傾

外務省

行海モノハ普仲貨カ戰爭ノ程度支那
如鐘考。ハ世界貿易ニ因テ衰頽ト各國
常備兵ヲ増シテ。用度不足。若シ事ハ出
テ。及ニ仲國ニ取稅別ニ。保復稅トシ。程
ニ至リ。不ク。得共非常ニ。稅額加増。海事
ト隱。海時。不ク。仲國ニ取稅別。此年。四
ニ。世上ニ。奈見。海。ハ。左ス。ハ。事。ハ。從。ハ。非。春
ニ。歐海貿易方法ニ。吾。海。ハ。可。ハ。且。仲國
貿易條約。奈。章。ハ。事。ハ。獨。ハ。英國。ハ。告。ハ。下。而
已。ナ。ス。其。他。締。盟。國。ハ。モ。同。時。相。告。ハ。下。故。

外務省

是ノ事ヲ云フニ貿易ノ方法有テハ何國政府
ニ大ニ違フコトナシ事ト推察シテ世上貿易
ノ日甚傾行ニ大凡ク世ノ常備本邦稅則
ニ件有テハ政府ニ願フニ通シ一般稅則ノ
ニ特別ノ貿易條約ヲ取結ビ無ク全ク稅權
ク我政府ノ一ニテ以テ常ニ拒ミテ之ヲ
下ノ希望仕テ若今日ノ世ニテハ英佛政府
等ノ不協定ニ事ヲ難ナルコトナリ在リ之
ノ策ニテ之ヲ難テ之ヲ通貿易條約ヲ取結
不得不也此ノ貿易條約ヲ取結自ラ其稅

則ニ各國間ニ現在ノ法度方ニ基キテ編
撰スルコトハ其ノ策ナリ其ノ國有ニ存在ノ
稅則中ニ尤高額ノ稅ヲ擔擲スルコトハ其ノ
多寡ニ何レニテハ政府ノ不協定ニ高稅ヲ以
テ外國輸入品ヲ拒絶スルコトナリ之ノ依
テ而生ル愚見ニテハ此事ト年向即チ歐州
貿易ノ方法ニ確定シテ各國トノ貿易
條約ヲ取結ブ事ニ交渉術ノ以テ之ヲ選定シ
テ之ヲ世歐州各國間ニ取結ビ貿易條約及
各國共ニ取結ビ之ヲ一般稅則ニ基キテ取

ノ名ニシテ海三ノ相成ルマシク締結諸國ト申
帳後ノ心算リ日英併諸政府ニ降服シ
我政府ノ目案ニ十分ニ毎之ハ若九也
中道ニ有ル事ナリ本邦ト各國ト間現
存諸貿易稅則ニ定額稅及從價五
稅ノ兩法トシテ必竟定額稅ニ平均五分
以上課稅事ナリ毎之ハ一切從價
五分稅トシテ可之借此度貿易條約ニテ
此一倍即々從價稅一割ニ增加事ナリ
其由若此レニテハ外國輸出品ト拒絶ニテ

所謂者邦品産保護ノ地位ニ至ル事ナリ
其輸入品高ニ依テ其新規增加ノ率
割ニ我國民ト納稅事ナラシ其一証
ハ英人ジョン・ブライト氏ニ英國「コリンロー」廉業
ノ一人ニテ頗自由貿易家トシテ其論曰氏
ノ稅、英國ハ魯國ノ輸入品ニ平均葉貨
一〇、〇〇〇、〇〇〇、磅也魯國ノ所稱「モデー」
トシ「タリ」即從價五分稅或ハ一割ナラシメハ而
兩國ノ貿易ハ非常ニ加増シタルアリ今
日歐陸諸國物價下位ニ可驚事ナリ英國

外務省

大臣「ロンドン、ハーコレスビルド」ノ説、ありて七十二年
 於テ大總利款及阿爾蘭公孫出品價
 總計英貨二五五、〇〇〇、〇〇〇、磅也然七
 十七年、テハ、一九八、〇〇〇、〇〇〇、減却ヤリ其
 差五七、〇〇〇、〇〇〇、也然トモ七十七年、於
 テハ、七十二年、物價非常ノ低下ナル故、
 同氏ノ考、定、三、〇〇〇、〇〇〇、磅ノ減
 却ト又、テ、七十二年、英國「ダーハム」石
 炭一噸、英貨、五、〇、〇、〇、十、ペンズ、之、七、
 十二年、一、噸、自、五、〇、〇、〇、ハ、ペンズ、ニ、テ、レ、リ、此、考

ノ事、其物價下低ノ様將、テ、示、ス、是、ル、バ、
 存、在、ス、也、故、今日、依、テ、從、價、一、割、稅、ヲ、復
 之、其、或、此、是、テ、品、外、國、稅、ノ、品、ヲ、拒、絶
 之、亦、亦、國、產、ヲ、保、護、ス、テ、無、覺、束、手
 有、間、各、國、ト、貿易、條、約、ヲ、締、結、ス、事、ハ、
 明、著、也、テ、遷、延、テ、歐、洲、諸、國、貿易、方法、
 決定、ノ、上、來、テ、照、準、テ、從、價、一、割、以上
 稅、別、ノ、復、之、其、或、將、長、ク、坐、落、ル、カ、
 多、ク、テ、為、テ、所、カ、思、見、テ、陳、述、信、以上

十二年四月廿五日

夕 牙 牙

主田華一

外務大輔本村有禮

閣下

Vertical columns of handwritten Japanese text, likely a letter or official document, written in a cursive style. The text is contained within a red-lined border.